

令和 7 年

第 9 回神戸町議会臨時会会議録

令和 7 年 12 月 24 日 開会

令和 7 年 12 月 24 日 閉会

岐阜県神戸町議会

令和7年第9回神戸町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (12月24日)

開会	3
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
議第79号から議第83号までについて (提案説明・質疑・討論・採決)	3
閉会	12

令和7年第9回神戸町議会臨時会付議議案

議第79号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する
条例について

議第80号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第81号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議第82号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第6号）

議第83号 令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）

令和7年第9回神戸町議会臨時会

(第 1 号)

令和7年12月24日（水曜日）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 7 年 12 月 24 日 (水曜日) 午前 10 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議第 79 号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議第 80 号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議第 81 号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 82 号 令和 7 年度神戸町一般会計補正予算 (第 6 号)
- 日程第 7 議第 83 号 令和 7 年度神戸町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

出席議員 (10 名)

議 長	宮 川 一 美 君	副議長	大 場 光 晴 君
1 番	深 貝 仁 則 君	3 番	宮 嶋 健 太 郎 君
4 番	小 川 榮 一 君	5 番	西 脇 博 文 君
6 番	林 利 雄 君	7 番	宮 嶋 三 郎 君
8 番	飯 沼 満 君	10 番	鈴 木 愛 子 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	藤 井 弘 之 君	副 町 長	金 指 義 樹 君
教 育 長	岡 田 勝 彦 君	総務部長兼 総務課長兼 危機管理監	河 出 真 志 君
民生部長兼 健康福祉課長	石 原 宏 一 君	産業建設部長兼 産業環境課長兼 企業誘致推進室長	土 屋 典 生 君
教育委員会 調整監兼 生涯学習課長	小 野 健 君	会計管理者兼 税 務 課 長	佐 藤 森 行 君
まちづくり 戦略課長	和 藤 潤 司 君	住民保険課長	末 村 春 美 君
子ども家庭課長	名 和 功 二 君	建 設 課 長	堀 智 君
上下水道課長	山 崎 裕 之 君	教 育 課 長	野 下 あゆみ 君

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 竹 下 政 文 書 記 早 野 有 香

○議長（宮川一美君） ただいまから令和7年第9回神戸町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名について

○議長（宮川一美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第126条の規定により、10番 鈴木愛子君、1番 深貝仁則君の御両名にお願いします。

会期の決定について

○議長（宮川一美君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は、本日1日にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日に決定しました。

議第79号から議第83号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（宮川一美君） 日程第3、議第79号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第4、議第80号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第81号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第82号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第6号）、日程第7、議第83号 令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長 金指義樹君。

○副町長（金指義樹君） おはようございます。

それでは、これより本日臨時会で提案させていただきます5議案につきまして、順次御説明を申し上げます。

初めに、日程第3、議第79号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町議会の議員に対する期末手当の額を改正するため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただき、神戸町条例第29号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

その次のページには新旧対照表、最後に改正点の概要がつけてございます。そちらを御覧いただきたいと思っております。

神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の改正点の概要です。

まず第1条は、公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものとし、表のとおり、12月期に0.05月加え、2.35月分とするものであります。年間としては、期末手当を0.05月分引き上げ、4.65月分とする改正であります。

その下、第2条では、令和8年4月1日から施行するもので、6月期と12月期の支給率を均等に2.325月とする改正で、年間の4.65月分に変更はございません。

次に、日程第4、議第80号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明といたしまして、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町特別職の職員に対する期末手当の額を改正するため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第30号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文であります。

その次に新旧対照表、最後にこちらも改正点の概要がつけてございます。御覧いただきたいと思っております。

神戸町特別職の職員の給与に関する条例の改正点の概要です。

第1条関係及び第2条関係ともに特別職に係ります期末手当の月数分の引上げで、御覧の表のとおり、前議案の町議会議員の期末手当と同様の内容の改正でございます。

次に、日程第5、議第81号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

提案説明として、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正に準じ、神戸町職員に対する給料等の額を改正するため、この条例を定めようとするものです。

1枚おめくりをいただきまして、神戸町条例第31号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、神戸町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

以下、改正条文をはじめ、改正する給料表が2ページから5ページにかけて、さらに附則となります。

その次には新旧対照表が1ページから18ページございまして、最後に改正点の概要がつけてございます。そちらを御覧いただきたいと思っております。

神戸町職員の給与に関する条例の改正点の概要です。

初めに、第1条として、令和7年4月から遡及適用するものです。

まず①として、第12条関係では、通勤手当の見直しであります。

現行の距離区分について、民間の支給状況等を踏まえまして、200円から7,100円までの幅で引上げを行うもの。

次に、②として、給料表の改定であります。

国家公務員に準ずる給料表であります。若年層に重点を置きつつ、中堅層以上の職員についても昨年の改定率を上回る規模で給料表を引き上げ、平均で3.3%のプラス改定とするもの。また、初任給については、大学卒業者で1万2,000円、高校卒業者で1万2,300円それぞれ引上げとなります。

③として、第20条第2項及び第3項関係では、期末手当の改定であります。

1つ目の表、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、いわゆる通常の職員に当たりますが、表の網かけのように、12月期に支払う分について0.025月分を加え、1.275月分とするもの。

その下、④の第21条第2項関係では、勤勉手当の改定で、3つ目の表、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員、通常の職員に当たりますが、表の網かけ部分のように、12月期支払い分に0.025月分を加え、1.075月分とするものであります。

なお、ボーナス全体では、年間4.60月から4.65月分に引き上げるもので、期末手当と勤勉手当にそれぞれ0.025月分、合わせて0.05月分引き上げるものであります。

裏面をお願いいたします。

第2条は、令和8年4月1日から施行するものであります。

まず①として、第12条関係として通勤手当の見直しです。

新たな距離区分を創設いたし、現行での上限は60キロメートル以上3万8,700円となっております。

りますが、これを改定し、100キロメートル以上6万6,400円に見直し、なお詳細については規則で定めるものとします。加えまして、駐車場等の利用に対する費用についても通勤手当の対象とするものであります。

その下、②として、第20条第2項及び第3項関係は期末手当の改定でありまして、一番上段の表の網かけ部分のように、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の期末手当について、6月期、12月期ともに支給率を1.2625月分とする、均等にする改定であります。年間2.525月分に変更はございません。

また③として、第21条第2項関係は、こちらは勤勉手当の改定で、3つ目の表の網かけ部分のように、定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の勤勉手当について、6月期、12月期ともに支給率を1.0625月分と均等にする改定であります。年間2.125月分に変更はございません。

なお、令和5年12月に行った給与条例の一部改正から、現在神戸町内で勤務をしております暫定再任用職員については、定年前再任用短時間勤務職員とみなし、給与条例を適用しておりますので、申し添えさせていただきます。

続きまして、日程第6、議第82号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第6号）を御説明申し上げます。

補正予算書を御覧いただきたいと思っております。

令和7年度神戸町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,850万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億5,200万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

それでは、7ページをお開きいただきたいと思っております。

歳出から御説明を申し上げます。

初めに、款2 総務費、項2目1 企画費では、全体で1億1,150万円の計上であります。ここでは、食料品等の物価高騰に対する町の独自支援策として、商品券配布事業を実施するための経費を計上しております。国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、とりわけ食料品の物価高騰に対する特別加算分を活用するもので、全ての町民に対して商品券、具体的には紙タイプのJCBギフト券を配付してまいります。町民1人当たり5,000円分と子供加算として高校生世代までの子供1人当たり5,000円を加算した上で全世帯に配付するもので、そのための関係経費であります。

その内訳は、節1報酬の30万円は会計年度任用職員事務員報酬、節3職員手当等の20万円は職員の休日時間外勤務手当、節10需用費の50万円は周知用チラシやポスター等の印刷製本費、節11役務費では、通信運搬費として、商品券の郵送代に400万円の計上であります。

節12委託料の350万円は、商品券の封入・封緘作業や発送業務等、一括委託するための経費であります。

節18負担金補助及び交付金の1億300万円は、商品券配布事業交付金として、令和8年1月1日現在、住民登録がある町民1人当たり5,000円と子供加算として高校生世代までの子供5,000円を加算した上で、全世帯に配付するものであります。

続きまして、款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費では、全体で5,000万円の計上です。国の物価高対応子育て応援手当が創設されたことに伴い、所得制限を設けることなく、ゼロ歳から高校生世代までの子供に対し、1人当たり2万円を支給するための関係経費であります。

その内訳は、節3職員手当等の10万円は職員の休日時間外勤務手当、節10需用費の32万円は、通信用封筒などの印刷製本費に27万円と事務用品等の消耗品費に5万円であります。

節11役務費の73万円は、通信運搬費として、郵便代に30万円と口座振込手数料として43万円であります。

節12委託料の85万円は、行政情報センターへの支給システム改修委託料であります。

節18負担金補助及び交付金の4,800万円は、物価高対応子育て応援手当交付金として、ゼロ歳から高校生世代までの子供を対象に1人2万円を支給するもの。対象児童を2,400人と見込んでおります。令和7年9月分の児童手当の受給児童には、令和8年2月の児童手当支給時に併せて原則プッシュ型にて交付し、加えまして、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに出生した児童もこの応援手当の対象となります。

8ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目2じん芥処理費では120万円の計上です。こちらも物価高騰の影響を受ける方々の生活支援策として、町指定ごみ袋の配布事業を実施するための経費であります。

内訳は、節10需用費の20万円は引換券はがきの印刷製本費、節11役務費の100万円は、通信運搬費として引換券はがきの郵便代に63万円とごみ袋登録販売店に支払う取扱手数料の37万円であります。

なお、ここでは、令和7年度の当初予算において町の単独経費にて購入済みであります町指定ごみ袋の購入経費について、国費から830万円の財源充当をするため、財源内訳の補正を行っております。

その下、項3目1上水道費では1,580万円の計上です。こちらも物価高騰の影響を受ける方々の生活支援を目的として、一般家庭及び法人事業所の上水道の基本料金を令和8年2月、3月の2か月分を免除するものであります。

その内訳として、節11役務費は、通信運搬費として、案内はがきの郵便代に1万円、節18負担金補助及び交付金で79万円、これは中沢、柳瀬及び斉田、西座倉区の神戸町以外からの給水区域の世帯の約280件分について、それぞれ大垣市、瑞穂市、大野町の各市町の水道事業会計へ、基本料金免除分と事務費手数料とを合わせまして、負担金として支払うものであります。

節27繰出金の1,500万円は、神戸町給水区域内の約6,650件について、神戸町水道事業会計へ繰り出すものであります。

以上が歳出の説明となります。

続きまして、お戻りいただきまして、6ページをお願いいたします。

歳入について御説明を申し上げます。

初めに、款10項1目1地方交付税、節1普通交付税では、今回の補正でその一部、66万1,000円を計上し、財源として活用してまいります。

その下、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2企画費補助金で1億3,613万9,000円。こちらは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。充当先としましては、歳出のところで申し上げましたように、町の3つの独自支援策、1つが商品券配布事業、2つ目として町指定ごみ袋配布事業、3つ目として上水道の基本料金免除事業、この3つの事業に全額充当しております。

その下、目2民生費国庫補助金、節2児童福祉費補助金では、総額で5,000万円です。物価高対応子育て応援手当として支給いたします011、事業費補助金として4,800万円、012、事務費補助金として200万円であります。国の補助率10分の10であります。

一番下段、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金で830万円の減額であります。歳出のところで申し上げましたように、令和7年度の当初予算で町の単独経費で購入済みであります町指定ごみ袋の購入費について、国費より830万円を財源充当いたしましたので、基金からの繰入金額を減額するものであります。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表 繰越明許費です。

御覧の表のとおり、款2総務費、項2企画費、事業名、商品券配布事業で金額850万円、款4衛生費、項2清掃費、事業名、町指定ごみ袋配布事業で金額37万円、これら2つの事業のこの金額について令和8年度に繰り越すものでございます。

以上が令和7年度神戸町一般会計補正予算（第6号）についての説明とさせていただきます。

この後の令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）については、産業建設部長より御説明を申し上げます。

○議長（宮川一美君） 産業建設部長 土屋典生君。

○産業建設部長兼産業環境課長兼企業誘致推進室長（土屋典生君） おはようございます。

続きまして、日程第7、議第83号 令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）を御説明申し上げます。

別冊の補正予算書を御覧願います。

議第83号 令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度神戸町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

第1款水道事業収益は、既決予定額の2億2,200万円で、補正はございません。

その内訳でございます。

第1項営業収益は、既決予定額の2億1,315万円から1,500万円を減額し、1億9,815万円に、第2項の営業外収益は、既決予定額の882万円に1,500万円を増額補正し、2,382万円とするものでございます。

第3条として、予算第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

第7条、他会計からの補助金として、物価高騰の影響を受けた生活者や事業主の負担を軽減するため、水道料金の基本料金を免除する。このため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1,500万円であるとするものでございます。

1枚おめくりいただきまして、1ページをお開き願います。

神戸町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画の収益的収入でございます。

先ほど御説明いたしましたとおり、水道の基本料金を免除することにより、款1水道事業収益の項1営業収益、目1の給水収益を1,500万円減額し、その減額分と同額を一般会計から水道事業会計への補助を受けるため、項2営業外収益、目5他会計補助金を1,500万円増額するものでございます。

なお、この1,500万円は、今年度の予算であります令和8年2月、3月検針分でございます。

次の2ページには予算明細書が添付してありますが、先ほどの補正予算第2条で御説明申し上げました補正内容や1ページの補正予算書（第1号）実施計画と同様の内容でございます。

以上、令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

以上が本日提出させていただきました議第79号から議第83号までの5議案の説明でございます。

す。よろしく御審議を賜り、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案説明を終わります。

○議長（宮川一美君） 日程第3、議第79号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第79号 神戸町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4、議第80号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第80号 神戸町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5、議第81号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第81号 神戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第6、議第82号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第82号 令和7年度神戸町一般会計補正予算（第6号）については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議第83号 令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑を終わり、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論を終わり、採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第83号 令和7年度神戸町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

○議長（宮川一美君） 以上をもって、今臨時会に付議されました案件は全て議了しました。

これをもって、令和7年第9回神戸町議会臨時会を閉会します。慎重審議、誠に御苦労さまでございました。

午前10時34分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

令和7年12月24日

議 会 議 長 宮 川 一 美

署 名 議 員 鈴 木 愛 子

署 名 議 員 深 貝 仁 則